

個人の方向け

	項目	対象者	支援内容	問合せ先
見舞金				
1	知事見舞金【県】 ※令和7年3月31日 申請受付終了	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と判定された世帯	住家に被害を受けた県民に、災害見舞金を支給 (全壊：10万円、半壊：5万円)	社会福祉課 TEL 0766-20-1366
2	災害見舞金【市】 ※令和7年3月31日 申請受付終了	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」と判定された世帯	住家に被害を受けた市民に、災害見舞金を支給 (全壊：10万円、半壊：5万円、準半壊：2万円)	社会福祉課 TEL 0766-20-1366
3	災害見舞金【共同募金会】 ※令和6年12月27日 申請受付終了	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と判定された世帯	住家に被害を受けた市民に、災害見舞金を支給 (全壊：2万円、半壊：1万円)	高岡市共同募金委員会 (高岡市社会福祉協議会) TEL 0766-23-2917 FAX 0766-26-2379 高岡市清水町1-7-30
義援金				
4	災害義援金【県】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」と判定された世帯	県配分委員会にてとりまとめた義援金を災害により人的・住家被害を受けた市民に支給 (人的被害：死亡100万円、重傷：50万円) (住家被害：全壊180万円、大規模半壊135万円、中規模半壊90万円、半壊45万円、準半壊18万円、一部損壊6万円) ※支給額は一次～三次配分の合計額です。 ※令和9年3月31日まで申請受付	社会福祉課 TEL 0766-20-1367
生活支援				
5	就学援助費の支給【市】 ※令和7年3月31日 申請受付終了	能登半島地震により被災し、経済的に就学困難となり、特例の認定基準に該当することとなった児童・生徒の保護者	学校にかかる費用の一部を援助 ・学用品費、校外活動費、体育実技用具費等を高岡市で定めた一定金額の範囲内で支給 ・給食費の免除	学校教育課または各学校 TEL 0766-20-1451

令和6年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和8年10月1日現在

高岡市被災者支援・復旧対策本部

6	災害ボランティアの派遣 【社会福祉協議会】 ※令和8年3月31日 受付終了	ボランティアの支援が必要な方	被災した住宅の片付けや家具の移動・搬出、泥だしなど 依頼受付：電話・FAX 受付時間：午前9時～午後4時	高岡市災害ボランティアセンター (高岡市社会福祉協議会) TEL 0766-23-2917 FAX 0766-26-2379 高岡市清水町1-7-30
7	公費解体のための片付け ごみの受け入れ【市】 ※令和8年3月31日 受け入れ終了	公費解体のため片付けることとなった家具や家電等を持ち込まれる方	持ち込まれた片付けごみの無料受け入れ 【受入先】高岡市ストックヤード(長慶寺640) ※積みおろしはご自身でお願いします。 ※事業実施通知書等を持参ください。	環境政策課 TEL 0766-22-2144
8	緊急移住支援金【市】 ※令和7年1月31日 申請受付終了	次のいずれかに該当する市内で新たに住宅を確保し、令和6年1月1日から令和6年12月31日までに転居または転入した世帯 ※親族や知人宅等で同居する方は対象外 ①市内転居した世帯 り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の世帯 ②災害救助法適用市町村から転入した世帯 り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯	○交付金額：20万円(転居または転入した世帯の人数が1人の場合は10万円) ※り災証明書に記載された世帯につき1回のみ交付 ※10「被災者引越支援事業」との併用不可	チェンジ推進課 TEL 0766-20-1101
9	被災者転入支援【市】 [4月1日更新]	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」で、令和7年1月1日以降に転入した世帯	令和7年1月1日から令和9年3月31日までにを行った引越業者または運送業者を利用した引越費用を支援(上限：10万円)	建築政策課 TEL 0766-30-7291
10	被災者引越支援【市】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」で、被災時の住居と同一中学校区内に転居した世帯	引越業者または運送業者を利用した引越費用を支援(上限：10万円) ※概ね10世帯以上がまとめて転居される場合は上限：15万円 ※8「緊急移住支援金」との併用不可	建築政策課 TEL 0766-30-7291

11	被災浄化槽修繕等事業費補助金【国・市】 ※申請受付終了	被害を受けた浄化槽の所有者で、次のいずれかに該当する方 ①下水道計画の無い地域にお住まいの方で、合併処理浄化槽を修繕・更新もしくは単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する方 ②下水道が未整備の地域にお住まいの方で、合併処理浄化槽を修繕もしくは更新する方（単独処理浄化槽の修繕等は対象外）	①合併処理浄化槽の修繕等に要した経費（ただし補助申請後環境大臣に協議し承認された額） 5 人槽：上限160万円・7 人槽：上限180万円・10人槽：上限200万円 ※令和 7 年12月26日申請受付終了 ②合併処理浄化槽の修繕等に要した経費の 2 分の 1 5 人槽：上限13万円・7 人槽：上限15万 8 千円・10人槽：上限22万円 ※令和 8 年 2 月16日申請受付終了	環境政策課 TEL 0766-22-3212
資金貸付				
12	災害援護資金貸付金【国・県】 ※令和 7 年 3 月31日申請受付終了	災害時に市内に居住し、次のいずれかに該当する世帯 ①世帯主が重症を負った世帯 ②り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯 ③家財等に 3 分の 1 以上の被害があった世帯	被災世帯の生活の立て直しに資するため、資金を貸付（貸付限度額：被害の状況等に応じて150～350万円）	社会福祉課 TEL 0766-20-1366
13	生活福祉資金の貸付【社会福祉協議会】	低所得者世帯、障がい者世帯または高齢者世帯	○貸付対象内容： ①臨時的に必要な経費：150万円 ②住宅の補修、改築等に必要な経費：250万円 ○利率：無利子（連帯保証人がいない場合は年1.5%） ○償還期間：6 ヶ月以内の据置期間（災害の状況に応じて2 年以内）経過後 7 年以内	高岡市社会福祉協議会 TEL 0766-23-2917 高岡市清水町1-7-30
14	生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付【社会福祉協議会】 ※令和7年9月30日申請受付終了	被災された方で、当座の生活費を必要とする世帯（被災地からの避難世帯含む）	○貸付限度額：1 世帯につき 1 回のみ10万円（特別な場合20万円まで可） ○利率：無利子（償還期限後は残元金に対して年3.0%の延滞利子発生） ○償還期間：1 年以内の据置期間経過後 2 年以内	高岡市社会福祉協議会 TEL 0766-23-2917 高岡市清水町1-7-30
15	災害復旧資金の貸付（富山県勤労者生活資金融資制度）【北陸労働金庫】	富山県内に居住し、同一事業所に 1 年以上継続して勤務している方	住宅および生活の復旧等に必要な資金を貸付け ○融資限度額：150万円 ○融資利率：年2.2%（保証料別途） ○返済期間：5 年以内	北陸労働金庫の富山県内各支店

建物等の解体・撤去				
16	被災家屋等の解体・撤去 【国】 ※令和 7 年 3 月31日 申請受付終了	○り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と判定された家屋 ○生活環境保全上の支障を除去し、二次災害を防止するために解体・撤去が必要であると市が認める土蔵、納屋、空き家等 ※被災家屋等の一部解体は対象外	○公費解体 被災家屋等の所有者の申請に基づき、市が所有者の代わりに解体・撤去を実施 ○費用償還（自費解体） 市による公費解体実施までの間に、所有者自身が解体・撤去した場合の工事費用を償還 ※所有者が支払った額と市が算定した額を比較し低い方を償還額として決定するため、全額償還とならない場合があります。 ※やむを得ない理由により期日まで申請できなかった方は問合せ先までご相談ください。	環境政策課 TEL 0766-22-2144
17	被災住宅等除却支援 【市】	令和 6 年 1 月 1 日以降に、り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」と判定された住宅および附属建物等の除却を行った所有者等	住宅等の除却工事に要する経費（上限：20万円） ※部分解体が対象になる場合もあります。 ※令和 7 年度から準半壊以上に対象を拡大	建築政策課 TEL 0766-30-7291
18	老朽危険空き家除却支援 【市】	昭和56年 5 月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅の所有者および法定相続人等	空き家の除却工事に要する対象経費の 2 分の 1（上限：50万円） ※現地調査が必要	建築政策課 TEL 0766-30-7291
19	たかおか空き家除却支援 【市】	昭和56年 5 月31日以前に着工された用途地域内にある一戸建ての住宅の所有者および法定相続人等 ※老朽空き家は市内全域を対象、現地調査が必要	空き家の除却工事に要する対象経費の 3 分の 1（上限：20万円） ※令和 7 年度から対象地域を拡大	建築政策課 TEL 0766-30-7291
20	ひとり暮らし高齢者世帯の災害廃棄物の回収 【市】 ※令和 7 年 3 月31日 申請受付終了	市内に住所を有する満65歳以上のひとり暮らしの世帯で、災害廃棄物を自宅から搬出することが困難な方	家屋等の災害廃棄物や解体家屋の片付けごみの回収	環境政策課 TEL 0766-22-2144

令和 6 年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和 8 年10月 1 日現在

高岡市被災者支援・復旧対策本部

21	倒壊したブロック塀等の受け入れ【市】 ※令和 7 年 3 月31 日 受け入れ終了	倒壊したブロック塀等を持ち込まれる方	持ち込まれたブロック塀等の無料受け入れ 【受入先】 高岡市ストックヤード（長慶寺640） ※積みおろしはご自身でお願いします。 ※り災証明書または被災状況の分かる写真（画像）を持参ください。	環境政策課 TEL 0766-22-2144
22	地震被害ブロック塀等撤去支援【市】 ※令和 7 年 3 月31 日 申請受付終了	道に面するブロック塀等で、地震により倒壊の恐れがあるものを撤去する方	ブロック塀等の撤去費用の補助（上限：2 万円）	建築政策課 TEL 0766-20-1429
住宅の確保				
23	賃貸型応急住宅の提供【国】 ※令和 7 年 3 月31 日 申請受付終了	①り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」で、住宅として再利用ができず、やむを得ず解体を行う方 ②二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある等、長年にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める方	民間賃貸住宅を借りる際の家賃等を負担（限度額あり） 原則：2 年間 ※住宅の応急修理を併用する場合は発災日から 6 か月以内	建築政策課 TEL 0766-20-1403
24	市営住宅等への一時入居【市】	地震により住宅に被害を受け住宅を確保することが困難と認められる場合	原則入居日から 6 か月の間（やむを得ない事情と認められる場合、1 年間まで延長可）使用料を免除した上で提供（ただし、退去時には修繕費（清掃費等）が必要）	建築政策課 TEL 0766-20-1403
25	住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）【国】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」で、屋根、壁、床等の日常生活に必要不可欠な部分を修理する方	屋根、壁、床等の修理費用（全壊～半壊の場合：上限70万 6 千円、準半壊の場合：上限34万 3 千円） ※16「被災家屋等の解体・撤去【国】」との併用不可 ※令和 8 年10月30日までに完了報告が必要	建築政策課 TEL 0766-20-1429
26	生活再建支援金の支給【国】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」の世帯等	住宅の被害程度と住宅の再建方法等に応じて支援金を支給 ※令和 9 年 1 月31日まで申請受付	社会福祉課 TEL 0766-20-1366
27	生活再建支援金の支給【県】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「半壊」の世帯等	住宅の再建方法等に応じて支援金を支給 ※令和 9 年 1 月31日まで申請受付	社会福祉課 TEL 0766-20-1366
28	生活再建特例支援金の支給【市】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「準半壊」の世帯等	住宅の再建方法等に応じて支援金を支給 ※令和 9 年 1 月31日まで申請受付	社会福祉課 TEL 0766-20-1366

令和 6 年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和 8 年10月 1 日現在

高岡市被災者支援・復旧対策本部

29	被災木造住宅耐震改修支援【県・市】	液状化被害等を受け、り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」の世帯等で、かつ耐震診断により耐震性が不足していると認められる木造住宅の所有者 ※一部損壊については、宅地に沈下や傾斜が生じたものが対象	建替や改修に要する費用を補助（上限：140万円） ※令和 7 年度から補助上限を増額	建築政策課 TEL 0766-20-1429
30	被災住宅沈下傾斜対策支援【市】	次の①～③を全て満たすもの ①り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」であるもの ②床、壁、柱等に傾斜が生じ、修繕するもの ③27「被災木造住宅耐震改修支援」の交付を受けないもの	床、壁、柱等の傾斜の修繕に要する費用を補助（上限：30万円）	建築政策課 TEL 0766-20-1429
31	耐震診断支援【市】	次の①と②を満たすもの ①り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」であるもの ②富山県建築士事務所協会による耐震診断を受けたもの	耐震診断に要する費用のうち自己負担分を補助（上限：6 千円）	建築政策課 TEL 0766-20-1429
32	液状化被害宅地復旧支援【県・市】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」であるもの ※一部損壊については液状化によるものが対象	住宅の用に供されていた宅地の復旧や地盤改良、住宅基礎の傾斜修復を支援（上限：766万 6 千円）	建築政策課 TEL 0766-20-1429
33	自宅再建時の借入金に係る利子助成【県】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」であり、要件を満たす方 ※詳細はお問い合わせください。	県内で住宅を新築、購入または補修するために金融機関等から融資を受けた場合、借入額にかかる利子について、1 世帯（1 軒）あたり 1 回限り、上限300万円を助成	富山県建築住宅課 TEL 076-444-3355
34	被災者新生活応援事業【市】 [4 月 1 日更新]	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」で、被災時の住居と同一中学校区内で新たに空き家を取得し、居住した世帯	令和 6 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までに取得した新耐震基準等を満たす空き家の居住性の向上に必要な工事費用（上限：20万円） ※ただし固定されない物品等の購入や設置に要する費用を除く	建築政策課 TEL 0766-30-7291

市税等の減免など				
35	市税の徴収猶予【市】 ※令和 8 年 3 月31日 申請受付終了	財産が被災したことにより著しく納税が困難となった方	災害に起因し納税をすることができないと認められる金額を限度として、申請に基づき審査の上、原則 1 年以内の一定期間、納税を猶予	納税課 TEL 0766-20-1277
36	固定資産税（土地）の特例【市】	地震により滅失・損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）を所有されている方	り災証明書に記載されている判定が「半壊」以上の住宅を取り壊した場合、申請により特例措置が延長され令和9年度末までは更地であっても住宅が建っている土地とみなして固定資産税の軽減措置を適用。 ※解体した翌年の1月31日まで（31日が休日の場合は翌営業日まで）申請受付	資産税課 TEL 0766-20-1267
37	固定資産税（家屋）の特例【市】	地震により滅失・損壊した家屋を所有されている方	地震により滅失・損壊した家屋に代わる家屋を令和11年 3 月31日までに取得等した場合に、課税標準を 4 か年度分にわたり価格の 2 分の 1 とする等の特例を適用 ※取得等した翌年の1月31日まで（31日が休日の場合は翌営業日まで）申請受付	資産税課 TEL 0766-20-1274
38	固定資産税（家屋）の減免【市】 ※令和 7 年 1 月31日 申請受付終了	固定資産税の課税世帯で、り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の方	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度に応じて固定資産税を減免	資産税課 TEL 0766-20-1274
39	個人市・県民税の減免【市】 ※令和 7 年 3 月31日 申請受付終了	個人市・県民税が課税されているり災家屋所有者で、り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」で、かつ著しく納税が困難となった方	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度などに応じて個人市・県民税を減免	市民税課 TEL 0766-20-1257
40	所得税等の軽減または免除【国】	地震により住宅や家財などに損害を受けた方	確定申告において、所得税法に定める雑損控除もしくは災害減免法に定める税金の軽減免除を適用 ※被害状況等によって対象にならない場合もありますので、電話にて事前予約の上、ご相談ください。	高岡税務署個人課税第一部門 TEL 0766-21-2501（代表） （自動音声案内「2」）
41	国民健康保険税の減免【市】 ※令和 7 年 3 月31日 申請受付終了	国民健康保険の被保険者がいる世帯で、り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度に応じて国民健康保険税を減免	保険年金課 TEL 0766-20-1357

42	国民健康保険一部負担金の免除【市】 ※令和7年9月診療分までで終了	国民健康保険の被保険者で、次のいずれかに該当する方 ①り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の方 ②主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った方、行方が不明である方、業務を廃止または休止した方、失職し現在収入がない方	医療機関等の窓口で一部負担金の免除証明書を提示することで、医療保険の一部負担金の支払いを免除	保険年金課 TEL 0766-20-1361
43	後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予【市】 ※令和7年3月31日申請受付終了	後期高齢者医療保険の被保険者がいる世帯で、り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度に応じて減免や納付を猶予	保険年金課 TEL 0766-20-1481
44	後期高齢者医療一部負担金の免除【富山県後期高齢者医療広域連合】 ※令和7年9月診療分までで終了	後期高齢者医療の被保険者で、次のいずれかに該当する方 ①り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の方 ②主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った方、行方が不明である方、業務を廃止または休止した方、失職し現在収入がない方	医療機関等の窓口で一部負担金の免除証明書を提示することで、医療保険の一部負担金の支払いを免除	富山県後期高齢者医療広域連合 TEL 076-465-7502 保険年金課 TEL 0766-20-1481
45	介護保険料の減免・徴収猶予【市】 ※令和7年3月31日申請受付終了	介護保険の被保険者（65歳以上）がいる世帯で、り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度に応じて減免や納付を猶予	長寿福祉課 TEL 0766-20-1375
46	介護サービスの利用者負担額の免除【市】 ※令和7年9月利用分までで終了	次のいずれかに該当する方 ①り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯 ②主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った方、行方が不明である方、業務を廃止または休止した方、失職し現在収入がない方	事業所等の窓口で免除証明書を提示することで、介護サービスの利用者負担額の支払いを免除	長寿福祉課 TEL 0766-20-1375

47	障がい福祉サービスの利用者負担額の免除【市】 ※令和 7 年 9 月利用分までで終了	利用者負担額に上限額のある方で、次のいずれかに該当する方 ①り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯 ②主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った方、行方が不明である方、業務を廃止または休止した方、失職し現在収入がない方	事業所等の窓口で免除の記載のある受給者証を提示することで、障がい福祉サービスの利用者負担額の支払いを免除	社会福祉課 TEL 0766-20-1369
48	保育料の減免【市】 ※令和 7 年 9 月利用分までで終了	子どもが保育所等に在園中の、り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯で、かつ保育料の納入が困難となった方	申請に基づき審査の上、保育料を減免	子ども・子育て課 TEL 0766-20-1377
49	国民年金保険料の免除【日本年金機構】 ※令和 8 年 6 月納期限分までで終了	国民年金保険の被保険者であり、免除要件に該当する世帯（詳細については、市または年金事務所へ直接お問い合わせください。）	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度に応じて免除	高岡年金事務所 TEL 0766-21-4180 （自動音声案内「2」→「2」） 保険年金課 TEL 0766-20-1363
50	水道料金・下水道使用料の減免【市】① ※令和 7 年 3 月31日終了	【り災証明書を取得された方】 り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の水道使用者 【伏木、古府、太田各地区の方】 地震による液状化等によりライフラインの損傷が激しく、長期にわたり断水や下水道の使用ができず、生活に大きな影響のあった伏木、古府、太田の各地区の水道使用者	1 か月分の水道料金・下水道使用料の基本料金を減免 ※検針は 2 か月に一度のため、使用者により減免対象月が異なります。なお、り災証明書の取得が 2、3 月検針に間に合わない場合は、検針月に関わらず、1 か月分を減免します。 ※井戸等（水道水以外の水）使用時の下水道使用料は対象となりません。 ※申請手続は不要です。ただし、「水道料金・下水道使用料の減免【市】②」に該当する場合は、申請書等を提出してください。 偶数月検針（古府、太田地区を含む）令和 6 年 2 月検針 奇数月検針（伏木地区を含む）令和 6 年 3 月検針	水道料金センター TEL 0766-20-1616
51	水道料金・下水道使用料の減免【市】② ※令和 7 年 3 月31日申請受付終了	【水道使用量が大幅に増えた方】 地震による漏水等により水道使用量が大幅に増加した水道使用者	前年同期と前回の使用水量を比較して少ない水量を今回の使用水量とし、その水量を超えた水量を減免 ※井戸等（水道水以外の水）使用時の下水道使用料は対象となりません。 ※申請書等を提出してください。	水道料金センター TEL 0766-20-1616

令和 6 年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和 8 年10月 1 日現在

高岡市被災者支援・復旧対策本部

52	建築確認申請手数料等の減免【市】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた方	被災した住宅に代わる住宅の建築確認申請等の手数料を減免	建築政策課 TEL 0766-20-1429
その他				
53	図書館図書等の取扱い【市】	図書館の図書等を損傷または滅失した方	り災証明書等の提出により賠償を免除	中央図書館 TEL 0766-20-1566
54	母子保健サービスの提供【市】	災害救助法の適用を受けた地域から高岡市に避難されてきた妊産婦および乳幼児	・母子健康手帳の交付（再交付） ・妊婦一般健康診査（医療機関実施）の受診票の交付 ・1 か月児健診、6 ～ 7 か月児健診、9 ～ 10 か月児健診（医療機関実施）の受診票の交付 ・3 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診（集団実施）の受診 ・産後ケア事業の利用 ・乳幼児等の定期予防接種	健康増進課 TEL 0766-20-1344
55	被災者向け交流会開催事業【社会福祉協議会】 [4 月 1 日追加]	令和 6 年能登半島地震による市内の被災者（転出者を含む）	令和 6 年能登半島地震の被災者に交流の場を提供し、被災者同士や支援者とのつながりを通じて地域コミュニティの再構築を図るとともに、個別の課題や悩みについて気軽に相談できる機会を設けることで、不安や孤立感の軽減につなげ、安心して生活できる環境づくりを推進する。	高岡市ボランティアセンター （高岡市社会福祉協議会） TEL 0766-21-7883